

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	日本不動産株式会社
東京 (林) - 10	東京都	多摩第 3	氏名	不動産鑑定士 小澤 勝実
鑑定評価額	5,250,000 円		1 0 a 当たりの価格	1,350,000 円 / 10a

1 基本的事項

(1)価格時点	令和 5 年 7 月 1 日	(4)鑑定評価日	令和 5 年 7 月 5 日	(6)路線価	[令和 5 年1月]	円 / m ²
(2)実地調査日	令和 5 年 6 月 23 日	(5)価格の種類	正常価格		路線価又は倍率	417.0 倍
					倍率種別	
(3)鑑定評価の条件	当該土地に工作物又は立木等がなく、かつ、使用収益を制約する権利の存しないものとしての鑑定評価					

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1)基準地	所在及び地番	小笠原村父島字長谷 1 1 0 番 1					地積 (㎡)	3,889			
	土地の利用の現況	周辺の土地の利用の現況	基準地から搬出地点までの搬出方法	搬出地点の道路の状況	最寄駅及び距離	最寄集落及び距離	公法上の規制				
							(都) 地森計 国立公 (2 種)				
							地域の特性	農村林地			
雑木林地 (松 ・ ひめつばき)	標高 2 0 0 m、約 3 0 度の南西向き傾斜の地域で雑木の自然林地地域	公道隣接	都道	農業センター停	扇浦						
		0m	6m	1.6km	2.2km						
(2)近隣地域	範囲	東 200m、西 200m、南 200m、北 500m									
	標準的規模等	規模 4,000 ㎡程度、形状 ほぼ長方形、方位・傾斜度 (南西) 向 30 °									
	地域的特性	特記	特にない		道	都道 6 m		交通	農業センター停東 1.6 km	法令	(都) 地森計
		事項			路			施設		規制	
地域要因の将来予測	小笠原村で林業経営は成立していない。公法上の規制等から宅地への転換は難しく、当面は現状を維持するものと予測する。										
(3)最有効使用の判定	亜熱帯性の雑木林地					(4)対象基準地の個別的要因	ない				
(5)鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格 1,350,000 円 / 10a									
	控除法	控除後価格 / 円 / 10a									
	収益還元法	収益価格 / 円 / 10a									
(6)市場の特性	同一需給圏は、父島を中心に母島も含む林地地域。村内では林業経営は成立していない。国立公園第 2 種特別地域内に存し、宅地への転換の可能性も低い。経済性に基づく林地市場はないため、山林の所有を目的とする民間の取引は稀である。需要者の中心は、公共事業用地の買収を目的とした公共団体等である。取引件数も少なく、不動産取引に当たっては、需要者の属性や取引当事者間の事情により個性が強く反映されるため、中心価格帯の把握は困難である。										
(7)試算価格の調整及び鑑定評価額の決定の理由	比準価格は、取引事例が少なく収集できた資料に限界はあったものの、市場の実勢を反映した説得力ある価格であると判断する。控除法については、公法上の既成等により現実的でないため適用できなかった。また、林地市場がなく林業経営が成立していないことから収益還元法は適用できなかった。よって、比準価格を標準とし、価格形成要因の変動の状況等も考慮し、上記のとおり鑑定評価額を決定した。										
(8)公示価格を標準格	☐ 秤量的検討が可能である ☐ できない										
	標準地番号	時点修正	標準化補正	地域要因の比較	個別的要因の比較	対象基準地の標準価格 (円 / ㎡)	内 訳	標準化補正	交通自然宅地化行政その他	地域要因	交通自然宅地化行政その他
	公示価格 円 / ㎡	[] 100	100 []	100 []	[] 100						
(9)対標準基準価格からの前年の検討	対象基準地の検討			価動 格状 形成 要因 の変	〔 一般的 要 因 〕 木材価格の高騰が続く中、国産材へのシフトの動きもみられるが、小笠原村では林業経営は成立していない。 〔 地 域 要 因 〕 国立公園第 2 種特別地域内に存し、地域要因に特段の変動はない。 〔 個別的 要 因 〕 近隣地域内ではほぼ標準的な林地であり、市場競争力は普通である。個別的要因に特段の変動はない。						
	■ 前年基準地 □ 新規										
	前年標準価格 1,350,000 円 / 10a										
	変動率										
	年間 0.0 %										